

自然再生全体構想策定事例

名称 / 策定主体 / 策定年月日	目次	自然再生の対象区域	自然再生の目標
荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会 平成 16 年 3 月 31 日 * 70 頁	第 1 章 自然再生の対象となる区域 第 1 節 荒川流域の概要及び自然再生の対象となる区域 第 2 節 荒川流域及び自然再生地の歴史の変遷 第 3 節 自然再生地の現況 第 4 節 自然再生地の課題 第 2 章 自然再生目標と自然再生事業の概要 第 3 章 協議会組織および役割分担 第 4 章 その他必要な事項	< 太郎右衛門自然再生地 > 荒川中流域において、良好な湿地環境が残る太郎右衛門橋下流約 4 km 区間	1. 現状の湿地環境の保全 (近年確認されている希少種 67 種が生息可能な自然環境を保全) 2. 過去に確認された生物が住める環境の再生 (近年確認されていない希少種 6 種の再生) 3. 荒川エコロジカル・ネットワーク 4. 多様な水深の開放水面の拡大 (S20 年代以上の解放水面面積を段階的に確保) 5. 蛇行形状の保全 6. 治水面からもプラスとなるような再生事業
釧路湿原自然再生全体構想 釧路湿原自然再生協議会 平成 17 年 3 月 31 日 * 50 頁	第 1 章 自然再生の取り組みに至る経緯と背景 第 2 章 自然再生の基本的な考え方と原則 第 3 章 自然再生の対象となる区域 第 4 章 自然再生の目標 第 5 章 目標達成のための施策と評価の方法 第 6 章 役割分担	釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域 面積：約 25.1 万ヘクタール 関係する市町村：釧路市・釧路町・鶴居村・標茶町・弟子屈町・阿寒町の 6 市町村。	目指す姿 この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。 流域全体としての目標 1. 湿原生態系の質的量的な回復 2. 湿原生態系を維持する循環の再生 3. 湿原と持続的に関わられる社会づくり
神於山地区自然再生全体構想 - 神於山の再生・保全・活用を目指して 神於山保全活用推進協議会 平成 16 年 10 月 21 日 * 47 頁	第 1 章 自然再生の対象となる区域 第 1 節 神於山の概要及び自然再生の対象区域 第 2 節 神於山の歴史 第 3 節 神於山自然再生区域の現況 第 4 節 神於山における課題 第 2 章 神於山の自然再生目標と自然再生事業の概要 第 1 節 自然再生理念 第 2 節 自然再生目標に向けて 第 3 節 自然再生事業のゾーン区分と整備内容 第 4 節 協議会組織及び役割分担 第 5 節 その他必要な事項 周辺地域とのかかわりを記述。	< 神於山自然再生区域 > 神於山のうち森林環境が比較的残る、東縁及び西縁を市道福田内畑線と府道岸和田港塔原線によって区切った面積約 180ha の範囲。	長期的目標 (100 年後の目標): 「里山の再生」 方向性 1: 自然植生の保全と回復 方向性 2: 活力ある森の再生 方向性 3: 市民が親しめる自然の再生 当面の目標 (今後 10 年で取り組むべき目標): 「竹林の適正な整備」 方向性 1: 竹林の拡大防止 方向性 2: 竹林の適切な管理 方向性 3: タケの利活用の推進
檜原湿原地区自然再生全体構想 檜原湿原地区自然再生協議会 平成 17 年 1 月 26 日 * 17 頁	1. 檜原湿原の概要 2. 湿原の状況と課題 3. 自然再生全体構想の考え方 4. 自然再生全体構想の基本方針 5. 自然再生全体構想 (再生計画 / 維持管理計画 / 環境教育等への活用) 6. 協議会委員等名簿 7. 協議会設置要綱 8. 檜原湿原地区自然再生事業役割分担	佐賀県自然環境保全地域の指定範囲 特別地区: 8ha、普通地区: 113ha、合計: 121ha 檜原湿原は、脊振山地西部の佐賀県東松浦郡七山村池原字檜原にあり、九州有数の湿地植物や昆虫、野鳥などの宝庫。	過去の湿原の状態に関する地元住民や専門家への聞き取りの結果から、湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態 (昭和 40 年前半) を概ねの再生目標として設定。 ただし、調査等により過去の湿地環境が判明した場合はこの限りではない。 再生計画は短期、中～長期に分けて記述。
榎野川河口域・干潟自然再生全体構想 榎野川河口域・干潟自然再生協議会 平成 17 年 3 月 31 日 * 22 頁	はじめに 1. 自然再生の基本的な考え方と方向性 2. 自然再生の対象となる区域 3. 自然再生の目標 (1) 目指す姿 (2) 具体的な目標 (3) 目標を達成するための取組 (4) 取組の進め方 4. 自然再生協議会の役割分担及び構成	山口市北部の龍門岳 (標高 688.4 m) 等とその源を發し、周防灘の山口湾に流入している榎野川の河口干潟等。	目指す姿 「干潟等においては、そこに生息する多様な生物群集により、生態系内における良好な物質循環が円滑に進み、干潟等が有する生物生産機能、生物生息機能、水質浄化機能及び親水機能などの多面的機能が高いレベルで持続的に保たれる状態、すなわち、人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指すこと」 具体的な目標 自然再生ゾーニング (7ゾーン + 全体) 毎に目標を設定。 取り組みについては短期、中長期に分けて表示。
霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業 自然再生全体構想 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 平成 17 年 11 月 * 12 頁	はじめに 自然再生協議会について / 全体構想について / 自然再生の基本的な考え方 第 1 章 自然再生の対象となる区域 第 2 章 田村・沖宿・戸崎地区の自然再生目標と自然再生事業の概要 第 3 章 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の組織及び役割分担 第 4 章 その他自然再生事業の実施に必要な事項 自然再生事業の進め方を記述、施策内容は、別途実施計画書による。	< 田村・沖宿・戸崎自然再生地 > 霞ヶ浦 (西浦) 中岸の田村揚排水樋管に至る区間 (概ね西浦中岸 6.0~9.5km の区間) の湖岸域。 - 陸側対象区域: 堤脚水路を含む区域 - 沖側対象区域: 概ね湖岸から 100m 程度	自然再生全体目標 この地域の特色と変遷を踏まえ、自然の力を借りながら変化に富む水辺空間を再生し、かつての霞ヶ浦に普通に見られた動植物呼び戻し、憩いの場・環境教育の場として役立つこと、人と自然が共生していくことを願って 「多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生を図る」 個別目標 「湖岸環境の保全・再生」「人と湖のつながりの再生」 「湖岸景観 (場) の再生」
くぬぎ山地区自然再生全体構想 くぬぎ山地区自然再生協議会 平成 17 年 3 月 12 日 * 36 頁	第 1 章 自然再生の対象となる区域 第 1 節 自然再生の対象となる区域 第 2 節 くぬぎ山地区の歴史 第 3 節 くぬぎ山地区の現状 第 4 節 くぬぎ山地区の課題 第 2 章 くぬぎ山地区の自然再生の目標 第 1 節 自然再生の目標 第 2 節 目標達成のための取り組み 第 3 章 協議会の組織および役割分担	< くぬぎ山地区 > 川越市、所沢市、狭山市、三芳町 (3 市 1 町) の行政界に位置する約 152ha の区域。 埼玉県南部、東京から放射状に延びた鉄道沿線に発達した市街地の間に位置する大規模な平地林。	* 4 つの課題の対応して目標を設定。 目標 1 平地林の荒廃を抑制し、豊かな緑と生物の多様性を維持する 目標 2 平地林の改変を抑制し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ 目標 3 改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する 目標 4 利活用を図り、平地林の新たな価値を創造する